

平成31年度 呉市立吉浦中学校 生徒指導規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 (髪型)

清潔で、勉強・運動に適した中学生らしい髪型（上級学校、入社試験や入試試験にふさわしい髪型）とする。不自然な髪型（染色・脱色、パーマ、そり込み、一部を極端に伸ばしたり切るなどバランスの取れない髪型等）にしないこと。違反があった場合、指導を行う。【別紙1参照】

第3条 (服装)

校内外の学習活動及び登下校の際（休業日を含む。ただし、行事や部活動等、別に指示があった場合を除く。）は、学校が定める制服を正しく着用すること。【別紙1参照】

第4条 (その他)

その他、本校の規則として、必要な事項を別に定める。【別紙2参照】

第3章 特別な指導に関すること

第5条 (問題行動への特別な指導)

次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導【別紙3参照】を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の規則に違反する行為
- (3) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第6条 (反省指導)

特別な指導のうち、反省指導は次の通りとする。

- (1) 説諭
- (2) 学校反省指導（別室反省指導・学習課題提出・奉仕活動）

別室指導の場所は、相談室(図書室前)を基本とする。

第7条 (別室反省指導の実施)

別室反省指導は、当該生徒の保護者の承諾のもとに実施する。

第8条 (別室反省指導の期間)

別室反省指導の期間は概ね1日～5日とする。期間は第5条の項目ごとに定め、(1)については2～5日程度、(2)については1～3日程度、(3)については1～2日程度の別室指導とする。問題行動の程度や繰り返し、反省の態度により、指導期間を変更することがある。(2)においての、身だしなみに関する内容はその場で直すことができる場合は直接直させ、困難な場合は帰宅させて直させて登校させる。ただし、指導に従わない場合は別室指導を行う場合がある。なお、期間や指導内容においては対応に応じた教職員や該当生徒の部活動の顧問の判断によって決めることができることとする。

第9条 (別室反省指導期間中の制約)

別室反省指導期間中は、定期試験は別室で受験する。学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。